

日本印人研究

—小曾根乾堂の生涯とその系譜—

神野雄二

一序

印章・篆刻や印学の研究は、歴史考古学や芸術の対象としてだけではなく、文化史、書学・書道史、美学・美術史等その裨益するところは甚だ大きい。それにもかかわらず、日本における印学の研究、中でも印章や篆刻そして印人や印譜の、広い視野に立った体系的な研究は、まだ十分なされていとは言えない。

私は、日本や中国における印章や印人に興味を持ち、それへの史的考察や作品研究を研究テーマに据え論考を発表してきた。研究の緒についた昭和五年頃は、まだ篆刻に対する理解も少なく、研究者も多くなかつた。

これまで、日本の印人の研究、主として高芙蓉（一七二二—一七八四）研究並びに彼を祖とする芙蓉派の一系譜と目される、源惟良、小俣蠖庵、福井端隱、山田寒山、山田正平等の伝記と作品研究、そして印学の継承とその発展を探ることを課題としてきた。また、わが国の印人伝における唯一の専著と言える中井敬所の『日本印人伝』をさまざまな文献・資料より拾遺し補訂することを目指している。文人士大夫そして、篆刻の專家はもちろん、篆刻に関わる傍系の文人・芸術家の研究も併せて進めている。本稿はその一翼を担うものである。

長崎は、戦国時代末期から、三方を海に囲まれた天然の良港としての地理的な長所を生かし、貿易港として繁栄した。一五七〇年の開港以来四二〇有余年の歴史を誇っている。鎖国時代は、わが国で唯一の海外文化の受容地としてオランダ・中国などと交易した。つまり当時の最新の文化は、長崎

を経由して日本全国に伝播していく。長崎は、洋学・医学・絵画などの文化的水準が高く、わが国の文化形成に果たした貢献度は甚だ大きい。

更に長崎に縁のある印人は数多い。一六四年に明王朝は滅亡し、中国から日本へ亡命し帰化する人達がいた。それにもない、明人により篆刻が伝播された。その第一に挙げられるのが、日本篆刻の祖とされる独立（一五九六—一六七二）と心越（一六三九—一六九五）である。長崎は、独立・心越以来、篆刻家を多く輩出しており、当時の篆刻家は長崎と何らかの結びつきのある人が少なくない。源伯民・藤永孚・田中良庵・永田島僊子・趙陶齋・小曾根乾堂などである。また、賴春水は趙陶齋に師事し、十時梅崖や木村蒹葭堂などはこの門に集い遊んだ。

江戸時代この町は、わが国が鎖国政策をとる中、公に外国に開かれた唯一の窓口であった。当時多くの文人墨客が外国文化を摸取するため長崎を訪れた。つまり長崎は、政治的に、経済的に、そして文化的に重要な都市であった。さて、小曾根乾堂は（一八一八—一八八五）（文政一一—明治一八）長崎の人で、諱を豊明、字を守辱、通称を栄、幼名は先に六郎太、後に六郎といつた。乾堂はその号であり、居所を鎮鼎山房といつた。乾堂といえれば、明治四年（一八七一）勅命により「御璽」・「國璽」を刻したことは、夙に有名である。が、この事以外の事跡は埋没してしまっている。本稿では、旧稿に新たな知見を加え、乾堂の生涯を明らかにし、その事跡・系譜について述べる。

二乾堂と山田寒山

日本の篆刻史を考えると、日本の篆刻の祖として「印聖」と称される高芙蓉とその一派の業績に突き当たる。芙蓉の学徳は門弟により継承し発展される。山田寒山（一八五六—一九一八）は、芙蓉の系譜に連なる明治・大正期を代表する印人として名高い。近年その名が頻繁に喧伝されるようになった。清朝以後「詩・書・画」三絶の文人活動は、文人必須の条件として詩・書・画に篆刻を加えている。これらは四絶としてその一体化された文人活動がなされて、始めて文人の理想郷に到達できる。つまり一つでも欠けると、文人

としての教養は成り立たないとされている。寒山は四絶に加え陶芸を善くした。実に多芸多才であった。寒山は本稿で取上げる小曾根乾堂に出会つてゐる。当時の新聞「鉄筆閑話」(山田家蔵による。紙名、刊行年等不明)にその経緯が記されているので引用しておきたい。

記者一日山田寒山師を其室に訪ひ、談偶ま鉄筆乃事に及ぶ今其談

話の梗概を掲げて、好古韻士の觀に供ふ、

私は元来曹洞宗の僧籍に在るのであります。が、小僧の頃から鉄筆の戯が好きで、雲水をして諸方を巡つて居る内に、或る處で「三の有識者が、某禪師の血脉に押してある印の篆文に誤刻のあるのを批難して居るのを聞いて、ナル程戒師ともいふべきものの印文に、誤刻があつては不体裁の訳だ、幸に自分は雲水で、四方を巡るのだから、篆刻を研究して、國中各寺院の印章を改刻してやらうといふので、益々意を篆刻の研究に注いで居る内に、十七八才の頃と覺江ました、丁度長崎の暗臺寺に滞在中に、其当時有名の小曾根乾堂といふ篆刻家がありました、この人は近体家でありますたが、伝燈は支那で、其の時分では、ナカノ／＼有名でありますた、刺を通ずるや否や、篆刻を学ぶには少くとも十万円の資力がなければダメダメと喝破されたので、スゴ／＼逃み出しました、其後ち私が二十四才の時、伊勢の福井端隱といふ人に就いて篆法を問ひましたが、端隱翁の申されますには、古今のあらゆる有名なる印譜を集め、且つ人の為めに刻するのでなく、自分で楽しみに刻して居るといふには、乾堂説の如く、十万円もなくては□るまいが、併し十萬円の金に代ふるに、ソレ丈けの根気を以てすれば宜いから、先づやって見るがよいといはれないので、それからは遂に僧侶の職務を擲つて彫刻三昧となりました、此福井端隱は有名なる高芙蓉の伝統を継いであるので、純然たる古体家であります、芙蓉派と申しませば、高芙蓉—源維良—小股蠻菴—福井端隱と伝ひ、私まで、五世であります。

三 伝記資料

乾堂の主な伝記資料を列挙し多少の注解を施しておく。

- ① 「履歴書の草稿」 小曾根乾堂 (明治十五年)
 - ② 「乾堂居士墓誌」 小曾根晨太郎 (明治二十年七月)
 - ③ 「竹影翁伝」 西道仙琴石斎 (明治三七年三月上旬)
 - ④ 「乾堂居士伝」 西道仙琴石斎 (明治三七年暮春?)
 - ⑤ 「古賀十二郎講演筆記」 (『小曾根乾堂翁五十年祭、小曾根星海翁三十年祭記録』 昭和九年十二月)
 - ⑥ 「乾堂先生銅像建設趣意書」
 - ⑦ 「小曾根晨太郎碑文」 西琴石撰 (明治三八年)
 - ⑧ 「祖父・乾堂のこと一生誕百五十年記念展によせて」 小曾根均治郎 (『郷土文芸』 昭和五三年)
 - ⑨ 「長崎開港三九九年港まつり協賛小曾根乾堂遺品展」 パンフレット (昭和四四年四月二十日～二九日、主催長崎市立博物館、協賛長崎史談会)
 - ⑩ 「国璽を刻んだ小曾根乾堂」 大庭輝 (『長崎談叢』 第三輯、藤木博英社、昭和三年十一月)
 - ⑪ 「小曾根乾堂」 永見徳太郎 (『明治文化研究』 第一輯、書物展望社、昭和九年五月)
 - ⑫ 「乾堂翁遺墨展観目録」 小曾根均治郎 (昭和四年六月)
 - ⑬ 「風説もせ百話帳—小曾根邦治朗氏との対談」 一々八、下瀬隆治 (『西九州』 昭和四九年)
 - ⑭ 「小曾根乾堂翁の略歴」 (『浪平尋常高等小学校創立五十年記念誌』 浪平尋常高等小学校、昭和三年四月)
 - ⑮ 「小曾根乾堂生誕百五十年記念展目録」 (長崎市立博物館、昭和五十三年十一月)
 - ⑯ 「米寿を祝う・れい書家小曾根均治郎さん」 (『長崎新聞』 昭和五一年七月十四日)
 - ⑰ 「小曾根家祖平戸道喜並びに中興の祖六左衛門竹影」 野中弘昭 (『長崎文化』 第二五号、長崎国際文化協会、昭和四四年六月)
- ①資料は、県令内海忠勝に提出した履歴書の草稿で、簡略ではあるが、乾堂自筆によるものだけにその資料的価値は高い。
- ②の「乾堂居士墓誌」は、小曾根晨太郎が明治二十年七月に識し、隸書体で書した墓碑であり、鎮鼎山中の浪ノ平太平寺に建てられている。小曾根家

累代の墓は、皓臺寺にある。乾堂と夫人は合葬されており、墓碑銘は、大器院白巖乾堂居士並びに大量院淨心智巧大姉である。ここに墓誌の全文を掲げる。

乾堂居士墓誌

先君乾堂居士ハ、姓ハ小曾根諱ハ豊明、通称ハ栄、幼名ハ六郎ナリ。

十二世ノ王父竹影君ノ長子ナリ。其ノ系ハ新羅三郎源義光ニ出ヅルノ裔ナリ。世々甲斐ニ居ス。家祖道喜居士、慶長十年ニ、居ヲ長崎ノ本博多町ニ徙住シテ、已ニ二百五十余年ナリ。安政六年ニ先君竹影君ト、蚤ニ外交ノ日ニ開ケ、貿易ノ月ニ盛ンナルヲ知リ、港内ノ下松堀内ノ浪平海岸ノ僻遠ノ地ヲ買ヒ、官ニ請ヒテ山ヲ拓キ海ヲ埋メ、新タニ一街区ヲ開ク。文久二年ニ至リテ土木工ヲ竣フ。官因リテ街ノ名ノ小曾根ヲ賜フ。人々以テ栄ト為ス。此ニ於テ第宅ヲ建築ス。王父先君ヲシテ宗家ヲ紹ガシム。先君人ト為リ慧敏・強記ナルコト人ニ過グ。書画ヲ善クシ尤モ篆隸ニ工ニシテ鉄筆ハ其ノ長技ナリ。明治四年四月、勅ヲ奉ジテ御璽及ビ國璽ヲ鋟ル。其ノ五月、伊達公ニ從ヒ、勅ヲ奉ジテ、清国ニ使シ、通商ノ締盟ニ從事ス。九月、命ヲ畢テ帰朝ス。先君ハ文政十一年五月二日ヲ以テ生マレ、明治十八年十式月廿七日ニ病ヲ以テ終フ。享年五十八ナリ。

先宋ハ皓臺寺ノ内ニ在リ。世ヲ歴テ墓域狭隘ナルヲ以テ、更ニ鎮鼎ノ山麓ヲトシテ葬ル。稻津氏ヲ娶リ、式男式女ヲ生ム。長ハ晨、女ハ菊ナリ。粗々世系ヲ叙ベテ以テ來世ニ告グ。嗚呼哀シイカナ。

明治二十年七月、

十四世ノ孫小曾根晨、謹ンデ誌シ并ビニ書ス。

③の「竹影翁伝」は、琴石斎西道仙が明治三七年三月上旬に識し、小曾根星堂が昭和三年六月に謹写した写しが小曾根家に伝えられている。琴石は長崎区長を務め、漢学に精しく、乾堂・星海と四十有余年にわたる交友を持つた人物である。琴石は同伝記中に、伝記を識すに至つた経緯について言及している。全文を後掲する。(資料1)

道仙故乾堂翁現主星海居士ト、交ヲ結フ四十有余年。頃者居士臥病一日

其病ヲ問フ。乃チ竹影・乾堂ニ一世ノ伝記ヲ請ハル。数旬ヲ経テ、聞見スル所ノ言行ヲ叙シ、各々一巻ト為ス。後裔能ク遺訓ヲ守リ、之ヲ実践スルトキハ、永遠其余慶ヲ受ケ、家声ヲ隆サタルニ庶幾力ラン歟。家祖道喜の勤労の事、婚姻について、家業を成功させ家を再興したこと、そして、文事雅道に關することなど、竹影の生涯が、手ぎわよく紹介されている。

其他文人墨客長崎ニ遊フ者、君ヲ訪ハサルハナシ。家道經營ノ旁ラ、情ヲ風月ニ寄セラル。蓮池公ノ如キハ、屢々招カレ、殿中ニ於テ琴箏ヲ弄シ、囲碁ヲ娯ミ、平生頗ル優待セラル。(中略)君為人強志力行広ク、天下ノ士ニ交リ、暇アルトキハ、古書画古器古剣ヲ愛玩ス。最モ印癖アリ。常ニ本邦篆刻隸法家ニ乏キヲ憂ヒ、栄ヲシテ深ク之ヲ学ハシム。晚年俳歌ヲ好み。其一二ヲ左ニ掲ク。亦一時ノ遊戯ニ出ルト雖モ、其句深味アリ。

④は、やはり西道仙が、家祖道喜の事蹟から竹影に及び、乾堂の生涯を年代を追つて記したもので、伝記として最も詳しく精彩に富むものである。全文を後掲する。(資料2)

⑥は、乾堂が明治十一年一月十一日、教育の普及の必要を感じ、私費を投じて創設した私立小学校小曾根小学校(現在の長崎市立浪平小学校)が、創立五十周年を迎えるにあたり、乾堂の功績を顕彰するため、銅像を琴平神社境内の景勝の地に建設した際の趣意書である。

⑦は、星海小曾根晨太郎の碑文であり、西琴石が明治三八年に識したものである。星海生前の事蹟を略述するが、文事に關して「画法極妙、篆刻は其の長ずる所。蓋し、乃翁の衣鉢を伝ふる也。」と述べる。

四 生涯と系譜

小曾根乾堂は小曾根家の出身であるが、小曾根家は寛永十八年(一六四一)に没した初祖平戸道喜以来、現当主吉郎氏まで十七代続いている。小曾根家は、もとは甲府名門の族武田勝頼の幕賓とされているが、累代中最も早く現れるのが、家祖平戸道喜である。道喜は、筑前博多、肥前平戸、そして

慶長年間に長崎の本博多町（現在の長崎地方法務局隣地）に住して、外国貿易に当たっていた。道喜は、寛永十一年、出島埋築出島町人二十五人の一人として、出島南蛮屋敷を建築したり、酒屋町の眼鏡橋の重修、永昌寺の建立など、さまざまな事業を行なつた。老後は好夢と称した。また、平戸姓から小曾根姓に復した。

道喜から数代を経て、明和三年二月、西古川町から出火、系図、宝物を悉く焼き、この頃から家運が衰えた。乾堂の祖父貞蔵の代には貧困のどん底にあつた。この家運を挽回したのが乾堂の父、六左衛門である。幕末期は越前藩や佐賀藩の御用達商人を勤め、長崎屈指の豪商であつた。

乾堂は文政十一年戊子（一八二八）五月二日、長崎本博多町質商小曾根六左衛門の第一子として生まれた。小曾根家は、一八六〇年に本博多から小曾根町に居を移した。母は中山氏。彼は諱を豊明、字を守辱と称し、乾堂はその号である。幼名は六郎太、後に六郎といつた。通称栄と呼ばれた。居所を鎮鼎山房と称したが、現在も李鴻章より贈られた扁額が掛けられている。鎮鼎山房の命名は、明治五年伊達宗城と日清修好通商条規締結のため、清国に赴いた時、宗城が長崎に立ち寄り、南に聳える鍋冠山に鎮鼎山と名付けたことによる。

乾堂は、春老谷、水野眉川、錢少虎に書を、鉄翁祖門に南画を、大城石農に篆刻を学んだ。画は花卉山水を描き、墨竹画に最も世俗を超えた氣質があつたといわれている。篆刻の系譜は、寛政年間来舶周維宗、源伯民、坂根竹園、大城石農、小曾根乾堂となる。その後、家系では十四代星海、十六代禾堂が篆刻を刻している。乾堂は、詩作そして書・画・篆刻、はては音楽・陶芸と、多彩にして多芸な芸術家であった。

乾堂は支那音楽を好んだが、特に月琴に巧みであつた。明治四年、乾堂は星海やキクら一門で、東京の離宮において、両陛下の御前演奏の光榮に浴している。小曾根明清楽は、その後隆盛を極め、全国に浸透した。この流れは、現在長崎県の無形文化財「長崎の明清楽」として保存されている。吉郎氏は長崎明清学保存会の会長として、その技能の保持者である故中村キラ氏⁽⁴⁾や故渡瀬チヨ子氏などとともに、保存と普及に従事してきた。明清楽とは、明時代の宫廷音楽と、清時代の民俗音楽を合わせたもので、長崎から全国に広まつた。明楽は、寛永年間に渡来した魏之琰により伝えられた。しかし、江

戸中期には廃れ、代わって清楽が登場する。天保年間に福建省の人である林得建が来日し、三宅端蓮などが弟子となつた。乾堂は端蓮門下となり、小曾根明清楽の祖となつた。乾堂には『西晋遺音』の著がある。小曾根家に、乾堂が嘉永四年（一八五一）二三歳の時に耶馬溪を旅した日記「嘉永辛亥秋八月十五日旅行諸事覚書」が蔵されている。これを読むと、乾堂が各地で文人と清遊した一端が記されていて興味が尽きない。諫早では福田渭水、日田では広瀬淡窓、平野五岳、木下逸雲らと、笛や月琴を奏し楽しんでおり、交流のさまだが活写されている。慶応二年には、坂本龍馬の妻お龍がキクに付いて月琴を習つたこともある。

小曾根焼は、乾堂の長子晨太郎が自宅の邸内に窯を築き、明治二十四年（一八九二）頃から明治三十二年（一八九九）頃まで陶磁器を製造した。陶土は天草から、最初は西彼杵郡波佐見方面の陶工を招いた。

文化元年（一八〇四）に始められた龜山焼の廃窯を惜しんだ乾堂が、星海に再興を託したのである。龜山焼は長崎奉行の後援により南画風の絵模様で知られたが、慶応元年（一八六五）に幕を開じた。鉄翁、木下逸雲や乾堂等が絵付けをした。

小曾根焼は鼎山焼とも呼ばれ、後、陶工として蓮月尼の孫弟子にあたる京都の馬淵龍石や、平戸三川内焼の馬場筒山が招かれた。種別、様式は多様にわたっている。龍石は小曾根焼廃窯後、長崎市山里の地に窯を開き山里焼といった。

乾堂の父六左衛門は、諱を豊茂、竹影と号した。古物商を営み、貿易に携わり、小曾根家復興の祖となつた。更に文芸にも志が深かつた。雅号の竹影の「竹」は、篠崎小竹の「竹」字に因んでいる。古書画・古器・古剣を愛玩し、印癖があり、乾堂に篆刻を学ばせた。竹影は乾堂に、「余ヤ商工ヲ以テ家ヲ再興ス。然レドモ名ヲ挙ゲ父母ヲ顯ハズ。遺憾トナス。因テ汝ヲシテ文芸ヲ兼学セシメント欲スト。」（西道仙「乾堂居士伝」）と、いつも教訓していた。乾堂はよくこれに応え、篆刻において、天保十五年（一八四四）十七歳の頃既に非凡な技量を有しており、中国清人や三井宗六、中島広足、鉄翁和尚など、当代の名士の印の需めに応じていた。そして嘉永元年（一八四八）二十一歳、自刻の印譜・印論を発行している。篠崎小竹、草場佩川、広瀬淡窓は印譜の序文で、乾堂の篆刻を賞賛している。

安政四年（一八五七）三十歳、父に随つて江戸に遊んだが、この時越前候松平慶永春岳に謁見し、西洋の砲術を説き、外国の新文明を語つて外国貿易の必要性を説き、越前藩の御用達となつた。また十四代将軍家茂に内謁を賜り、鉄筆の命を蒙り、自筆の隸書を献じたが、将軍はこれに対し、文房具と「水哉」の親書を与えた。乾堂が拝謁した時、その茶室が「水哉館」の名があり、そのため将軍からこの書が与えられた。

乾堂は安政六年（一八五九）三三歳に、父竹影とともに、幕末の日本の将来を憂え、浪の平海岸の一帯の埋立をし、浪の平港を築き居留地貿易の進展に大いに貢献をした。これは、松平春岳の財政援助を得たもので、長崎を海外貿易の拠点にしようとしたものであった。

乾堂の名を有名にしたのは、何といつても明治四年（一八七一）四四歳に、国璽と御璽を押刻したことであろう。乾堂は従来の国璽・御璽に使用されてゐる文字が古制に則つていらない事を残念に思い、同印の改刻の儀を政府に建白し、この建議が允許され明治四年の押刻となつたのである。また、同年、殖産法及び紙幣を金銀に換える貨幣制度の改制の儀を政府に建議した。⁵⁾

乾堂は、勝海舟や坂本龍馬と深い関係を持つてゐる。

京都大学附属図書館に所蔵されている、勝海舟宛の乾堂書簡には乾堂の進取の気性が見てとれる。万延元年（一八六〇）乾堂三三歳の時の書簡である。

実に勃然と毛髪怒立、誅乱討賊之念頭より生じ、身ら富國をいたし、天下の英傑を激し、海内軍艦五百隻を製し度例の愚見より生じ候。先生至誠天地感動仕候はゞ、必ず御供願度、相娛居申候。願くには、近年之内、上
海、瓜畑俄、仏、英、蘭之地へ商館を開き、旭の旗を建度ものと如鞭仕居申候。御一笑可被下候。

『勝海舟宛幕末明治初期書簡集』京都大学附属図書館

彼は海舟と長崎妻であつた小谷野クマとの間に生まれた梅太郎の世話にも当たつてゐる。そして海舟用印の多くは乾堂の手になるものである。

坂本龍馬は、薩摩藩西郷隆盛の援助を受けて、長崎の亀山に貿易商社を設立した。これが亀山社中であり、後海援隊と改名された。海援隊の本部は小曾根家に置かれた。四男英四郎は、乾堂が小曾根町の新居に移つてからは本

家の家業を継ぎ、龍馬ら海援隊同志と親交厚かつた。彼は慶応三年四月、いろは丸が沈没した時、同船に会計係として乗船していた。社中は龍馬の右腕といわれた近藤長次郎がきりまわしていたが、イギリス密航の企を同志から責められ、小曾根邸で切腹した。墓銘「梅花書屋氏墓」は龍馬の筆になると言われてゐるが、真偽は不明である。乾堂はこの亀山社中を後援し、スポンサーを務めた。乾堂には中道的開国論者としての識見があつた。

明治四年（一八七一）七月、欽差全權大使伊達宗城と日清修好通商条規を締結するため清国に赴いた。乾堂は宗城の隨員として従い、条文作成に当つた。中国側の全權は李鴻章であったが、乾堂の学才を認め、いたく歓待された。更に書屋の名称である鎮鼎山房の額字を贈られた。この時乾堂は、古硯・古書画・古法帖・印譜などを購つたが、これは李鴻章の斡旋によるものであつた。これらは長崎市立博物館に寄贈され、これまで平成六年・七年・九年と三回展覧されている。

彼は明治十一年（一八七八）一月十一日、儒学の精神思想に基づいた、國際性豊かな人間の養成を目的として、小曾根小学校（現在の長崎市立浪平小学校）を創設した。また、浪平太平寺や浪平琴平宮の創建、明治元年、日本最初の小曾根桟橋の架設、高島炭鉱の三菱への譲渡の斡旋、また対外貿易の先駆的な業績など、乾堂の果たした数々の功績は不朽のものである。

晩年、乾堂は家督を晨太郎に譲つてからは悠然と生活し、書画の揮毫をした。

乾堂は、明治十八年（一八八五）五八歳の暮秋、病を得て没した。彼は長子晨太郎を枕元に呼び、法華經、金光明最勝王經を誦させること三日、十一月二七日のことであつた。法諡は大器院白巖乾堂居士という。墓は鎮鼎山中の波ノ平太平寺にある。

乾堂の家系は、星海、星堂、禾堂、現当主の星雲と続くが、家学の継承と、文化発展に寄与してゐる。

五 小曾根家の顕彰

乾堂や小曾根家代々当主に關わる顕彰は、これまで數回なされた。まず昭和四年六月、乾堂の銅像が琴平神社境内に建設された。その折小曾根邸にお

いて遺墨展覽会が開催された。続いて、昭和九年十二月、小曾根乾堂翁五十一年祭が銅像前にて執行され、遺墨展が皓臺寺において行われた。次に小曾根均（禾堂）遺作展が、昭和三八年四月、長崎市美術振興会の主催で、浜屋デパート四階ホールにおいて開催された。更に昭和四四年四月、長崎開港三九年港まつり協賛小曾根乾堂遺品展が長崎市立博物館で、昭和五三年十一月に、小曾根乾堂生誕百五十年記念展が、同博物館において開催された。その後、小曾根家より、書画類一六九点が、長崎市立博物館に寄贈されたが、その書画名品展が、平成六年、七年、九年に三回開催された。

六 結語

本稿では、小曾根乾堂の生涯とその系譜を述べた。乾堂の時代を先取りした開明思想家としての思想と実行、文人としての各種の業績と作品、また社会や教育面での貢献など、正当な評価がなされていない。

乾堂没後一二〇年に垂んとするに、まだ彼に関して詳しく述じた人を見ない。今後は乾堂の伝記の充実とともに、作品研究や印学の方面からの研究を進めたい。

本稿執筆に際し、小曾根家十七代当主小曾根吉郎（星雲）氏、長崎市立博物館から種々ご配慮ご指導を頂いた。紙面をお借りして感謝の意を表する。

（注）

（1）本稿は、拙稿「小曾根乾堂研究（一）『修美』五三号、修美社、一九九六年一月）、「小曾根乾堂論—篆刻を中心として—」（書学書道史研究）第七号、書学書道史学

会、一九九七年九月）を踏まえ新たな資料を提示しつつ、改めて考察したものであ

る。

（2）拙稿「日本印人研究—明治・大正期新聞資料における山田寒山関連記事見出し一覧稿」（『国語国文研究と教育』第四三号、熊本大学教育学部国文学会、二〇〇六年二月）

（3）古賀十二郎は、明治十二年、長崎市立五島町に生まれた。長崎史研究の第一人者であり、現代長崎学の祖といわれる。著書に、生前刊行された『長崎市史』風俗編、『西洋医術伝来史』、『長崎絵画全史』があり、亡後『丸山遊女と唐紅毛人』（上・下）、『長崎開港史』、『長崎洋学史』（上・下）などが刊行された。

（4）中村キラ氏について、『長崎文化』（第五〇号、長崎国際文化協会、平成四年十一月）に肖像が、越中哲也『長崎学の人々』（長崎純心大学博物館、二〇〇五年九月）に、明清樂の普及者としての功績が紹介されている。

小曾根竹影・乾堂伝記資料二種

（5）国立公文書館に所蔵される「諸建白書」（明治二六年四月至十二月）に、乾堂の建白書の実際の原本が含まれている。

小曾根乾堂の生涯とその系譜を記述する上において、最も重要な資料二種を掲載する。書誌について、簡略ながら記しておく。資料1は、琴石齋西道仙が明治三七年三月上旬に識した竹影の伝記を、昭和三年六月に星堂が墨書きしたものである。二種ともに小曾根家の所蔵品である。

伝小曾根家中興祖」と左辺に墨書きしている。資料2は、同じく西道仙が明治三七年暮春に識したと思われる乾堂の伝記を、十三行縦罫紙十二枚にわたり墨書きしたものである。二種ともに小曾根家の所蔵品である。

凡例

- ・漢字は原則として、現在通行の字体に統一した。
- ・原文に便宜上句読点を施し、段落を設置した。
- ・「コト」は「コト」と表記した。
- ・不明箇所は□、誤記と思われる箇所は（ママ）と記す。

資料1 竹影翁伝

竹影君伝

君小曾根氏、諱豊茂、称六左衛門、竹影ハ其号。家系甲府名門ノ族ト云。家祖道喜翁、慶長中、平戸ヨリ長崎ニ移住シ、平戸道喜ト称ス。寛永某年、同志二十五人、長崎港ニ一島ヲ築キ出島ト呼ヒ、外国人ノ寓居ト為ス。道喜翁ハ発起ノ一人也。数世ヲ経テ、貞藏翁ニ至ル。即チ君ノ父也。君、年甫六歳、双親ヲ喪ヒ、祖母ノ養フ所ト為ル。祖母年八十、中風症ニ罹リ、身体不遂。貞藏ノ弟、平兵衛、酒ヲ嗜ミ、業ヲ怠リ、家貧支ル能ハス。家資全ク盡キ、夏ハ麻上下衣ヲ集テ蚊帳ト為シ、冬ハ蒲団ヲ売却シ、其綿ノミ余シテ之

ニ臥シ困苦ノ央ハ、祖母ハ毎朝君ヲ幼時、神仏前ニ跪カシメ、一家再興ノ祈願怠ルナシ。既ニ君十三ニ及フ。所謂、見習ノ為メ、身ヲ豊後町ノ質商諸藤某ニ託シ、質店ニ從事ス。是時ニ当リ、祖母ノ病、愈々重キヲ以テ、君ハ早起星ヲ戴キ、本博多町ノ家ニ到リ、其門戸ノ塵ヲ掃ヒ、祖母ノ病ヲ問ヒ、夕ニハ又奔リ行テ、其雨戸ヲ閉チ、祖母ノ意ヲ慰メ、風雨霜雪、一日モ懈ル事無シ。近隣、其孝順ニ感シ、時々之レヲ扶ケシト云。而シテ伯父ハ、則貞藏ノ弟猶怠慢、終ニ數代常住ノ家宅ヲ、隣家醤油屋某ニ売却ス。祖母之レヲ怒リ、君之ヲ憤ルト。一ハ老衰、一ハ成童進退、茲ニ谷ル。且ツ多少ノ親族ハ、其貧ヲ避ケ往来スル者無シ。然レドモ、之ヲ如何ニトモスル事能ハズ。幸ニ、主家諸藤某ハ、頗ル蔵書ニ富ム。君、勤苦ノ余暇、其書籍ヲ借覧シ、古來ノ烈士、身ヲ戰雲ノ間ニ出没シ、親を亡シ、兒ヲ捨て、遂ニ一身ヲ全フシテ、國家ヲ振起シタル名譽ノ伝記ヲ誦シ、慨然トシテ大志ヲ抱ク。二五歳ニシテ暇ヲ告ケ、諸藤某ヲ辭シ轡日ニ売却セル旧宅ヲ、僅カニ二間半ヲ割キ買取スルヲ得テ、小店ヲ開キ、古衣裳ヲ鬻ク。有志者、其義氣ニ感發シ、相謀テ、之ヲ補助スル者アリ。而シテ旧主諸藤ハ、君多年ノ勞ニ酬ル甚ダ客ナリ。聞ク者、亦其薄情ヲ訝ル。君、襟ヲ正シテ曰、旧主ハ家業伝授ノ師也。且ツ家蔵ノ書、余力肺肝ニ藏ス。何幸カ之ニ加ヘント。聞ク者、君ノ徳行ヲ嘆賞セサルハナシ。翌年、浦上村ノ中山氏ヲ娶ル。中山氏、君カ義膽雄、心興家ノ念力ニ感シ、結婚未タ二旬ヲ過サルニ、躬ヲ齋ス所ノ衣服臥具、及ビ髪飾リ一切売却シ、資金ト為ス。君初メ之ヲ知ラス。後聞テ驚嘆スト云。氏ハ常ニ古衣ヲ購テ、之ヲ洗ヒ、之ヲ繕ヒ、店頭ニ陳列ス。而テ朝夕炊事ノ労ニ至ル迄自ラ任シ、夫婦同心、協力家道再興ノ外他念アル事ナシ。二九歳ニシテ一男ヲ生ム。名六郎、後改榮、号乾堂是也。三十六歳、遂ニ全ク原家ヲ買得シ、祖先ノ靈位ヲ奉祀シ、大ニ之ヲ修營ス。其工事中、天保九年四月四日、小川町失火。西ハ江戸町、南ハ築町、数千戸ニ延焼シ、貧氏飢ヘヲ訴フルモノ少カラス。時ニ君三十九歳ナリ。積年ノ宿志ヲ遂ケ、新セル屋宇ヲ半夜灰塵ニ化ス。幸ニ倉庫ノ存スルアルヲ以テ、仮屋ヲ建テ、質商ヲ以テ益々勤苦、毫モ屈スルノ色ナシ。同十二年、紀元一千五百一年辛丑ハ、家祖貳百歳ノ忌辰ニ當ルヲ以テ、家屋ヲ新築シ追遠ノ祭典ヲ挙ント、天地神明ニ誓ヒ、終ニ其志ヲ達ス。翌年、幕府勤儉ノ布告アリ。蓋シ近年物価騰貴セシヲ以也。而テ君ハ米穀ヲ貧民ニ賑ハシ、或ハ同志ト謀リ、硫黃島ニ在ル俊寛僧都ノ墓碑

ヲ再建シ、或ハ坂上神社本博多町ノ社地ヲ広張シ、石垣ヲ築造ス。是レ、家業勉励ノ功、此ニ至テ顯ハル。此年本博多町組頭役ニ當選ス。

當時組頭役ハ、旧家互ニ更代シ、資産家ト雖モ、他町ヨリ移住セシ者ハ、町中ノ選挙ニ与カラズ。君ノ先考本博多町ノ旧姓タルヲ以テ同町組頭ヲ望ミシモ、投票多数ヲ得ス。君其志ヲ継ギ数年間、其役ニ任セシモ、暗ニ追遠ノ意ニ出デシト云。

外ニ在テハ、各藩諸侯ノ愛顧ヲ蒙リ、石見国銀山用達ト為リ、嘗テ同国代官岩田某ヨリ、漂流朝鮮人ヲ送リ、其護衛ヲ託セラレシ事アリ。蓮池候モ亦用達ヲ命セラレ、又伊勢国藤堂和泉守使臣服部源藏、長崎ニ在テ病ニ罹リ危篤、君厚ク之ヲ看護シ、遂ニ客館ニ歿ス。乃チ自家ノ営域ニ葬リ、碑ヲ建テ之ヲ祭レリ、今尚香火絶エズ、藤堂家深ク其義ニ感シ、新ニ三口俸ヲ賜フ。木下飛驒守、同ク用達ヲ命セラル。君ノ上下ニ信用ヲ得ラル此ノ如シ。其他文人墨客長崎ニ遊フ者、君ヲ訪ハサルハナシ。家道經營ノ旁ラ、情ヲ風月ニ寄セラル。蓮池公ノ如キハ、屢々招カレ、殿中ニ於テ琴箏ヲ弄シ、畠碁ヲ娯ミ、平生頗ル優待セラル。安政六年、越前春岳公、國產輸出富國ノ策ヲ垂問セラル。先キニ乾堂居士、富強ノ意見ヲ直接建議セシ因縁アルヲ以テ也。君ハ先ツ開港ノ時機ヲ察シ、意見ヲ開申ス。此時己ニ、長崎港口ニ属スル浪ノ平乃ビ下リ松海岸ノ畑地ヲ買入、更ニ海面一百參十間余ヲ埋築シ、雨ニ浴シ、風ニ櫛リ其艱難苦辛ノ央ハ、土地ニ係ル他ノ諍訟ニ遭ヒ、久シテ之ヲ鎮撫シ、貸庫多数ヲ建テ、居住ヲ中央ノ地ニ築キ、遠大ノ策ヲ設ケ、而シテ国恩ヲ謝セン為メ小島郷ニ於テ養生所ノ地ヲ拓キ、之ヲ官ニ献ス。後小学校ト為ル。大徳寺ノ南上、後小学校ト為る。万延元年ハ、君ノ還暦ノ歳ナルヲ以テ、組頭ノ役ヲ辞シ、剃髪納衣、小庵ヲ屋後ニ構ヘ、朝夕拝仏読經、其先塋ヲ遙拝スルヲ以テ日課トナス。四年ヲ経テ文久三年ノ早春、病ニ臥ス。三月十八日、飛檄攘夷鎖港ノ革命アリ。長崎奉行急ニ市民ニ布告スルニ、家財ヲ運ヒ、難ラサル也。是時ニ当リ、君ノ病愈々危篤。故ニ清聞ノ地ニ転居ヲ勧ム。君聽カス、笑テ曰、大丈夫、世ニ處スル大事ニ臨ミ怖ルベカラス。武人ハ城ヲ守ル、我輩ハ家ヲ守ル、是レ國民ノ本分也。若シ不幸敵丸雨注炮火市街ヲ焼ク

ニ至ラハ、家財ハ自火シテ退去スルモ、可ナリト。神色自若タリ。而シテ家

族ヲ集メ、各々一刀ヲ授ケ、盜賊ヲ防クノ策ヲ示ス。此時、越前春岳公、其家臣三国某称由利八郎ヲシテ命ヲ伝ヘシメ、家族ヲ携ヘ、公所有ノ機船ヨリ藩府ニ来ル可キノ懇旨アリ。君病重ク往テ其厚意ヲ謝スル事能ハス。其後長子榮ヲ遣リ、公ニ謁シ代謝セシム。君其歳六月ヲ以テ家ニ終ル。享年六十四、往時永平寺明覺禪師臥雲ノ徒弟ト為リ、嘗テ法号ヲ与ヘラレ、月窓院竹影清閑居士ト云。君為人強志力行広ク、天下ノ士ニ交リ、暇アルトキハ、古書画古器古劍ヲ愛玩ス。最モ印癖アリ。常ニ本邦篆刻隸法家ニ乏キヲ憂ヒ、榮ヲシテ深ク之ヲ学ハシム。晩年俳歌ヲ好ム。其一二ヲ左ニ掲ク。亦一時ノ遊戲ニ出ルト雖モ、其句深味アリ。剃髪シテ曰「今日ヨリハ阿房坊主トナリニケリ、浮世ノ宝捨テ々帰レハ」先塋ヲ修理シテ曰「コタラコソ月雪花ノ世ノ中ヲ円クナカムル所ナルラン」當時都鄙ヲ分タス、一時豪商ト称スル者少カラスト雖モ、頗ル権謀ノ術ヲ行ヒ、子孫其余殃ヲ受ケ、累世其恩沢ニ飽カシムル能ハス。却テ無賴横暴ニ陥ル者アリ。君、終身謙讓旧主諸藩藤某ニ於ル修行ノ恩ヲ忘レス。嘗テ贈ラレシ其俗牘ヲ裱装シ、其忘辰ニ當テハ必ス祭壇ヲ設ケ、僧ヲ招テ読経セシム。且ツ十一月四日ハ、童時諸藤某ニ事ル、入店ノ記念日ナルヲ以テ、毎歳友人ヲ招キ所謂祝餅ヲ搗キ、不忘ノ意ヲ表ス。嘗テ家児ニ謂テ曰、余ヤ少年漢籍ヲ讀ムノ違アラサルヲ以テ、広ク和漢ノ通俗文ヲ讀ミシニ、國家ノ興ルハ、咸ナ徳義至誠ニ原キ、其亡ルハ、總テ驕慢惰弱ニ因ル事ヲ知ル。乃チ謂ク、商業ハ戦場也。資金ハ即チ兵士也。兵ノ多寡ヲ以テ勝敗ヲ論セス。主将ノ策略如何ニ在ルノミ。吾ハ金壹両ヲ以テ一騎兵ト為シ、日夜進退指揮ノ度ヲ失ハシメサルニ注意シ、漸ク一家ヲ興スノ端諸ヲ得ルニ至ル。而シテ家祖若クハ家父ハ君主也。吾ハ兵ヲ御スル一将タリ。蓋二百事注意勤苦セサル可ンヤ。

凡ノ無道ニシテ財ヲ得ルハ、猶禍根ニ培フカ如シ。必ス一家断滅ノ原ト為ル。道ヲ守リ財ヲ得サルハ、猶苦寒雪裡ノ梅ノ如シ。遂ニ陽春芳芳ノ時ヲ得ルヤ必セリ。謹テ僥倖ヲ望ム事ナク、才ヲ以テ徳ヲ破ル事勿レト。

道仙故乾堂翁現主星海居士ト、交ヲ結フ四十有余年。頃者居士臥病一日其病ヲ問フ。乃チ竹影・乾堂二世ノ伝記ヲ請ハル。数旬ヲ経テ、聞見スル所ノ言行ヲ叙シ、各々一巻ト為ス。後裔能ク遺訓ヲ守リ、之ヲ実践スルトキハ、永遠其余慶ヲ受ケ、家声ヲ墜サタルニ庶幾カラン歟。豈後僧平野五岳、嘗テ翁ノ平生ヲ知ルニ足ル、曰。

竹影翁ニ贈ル詩アリ。亦翁ノ平生ヲ知ルニ足ル。

請看平生積德時　宜々早有老天知　曾家父似孟家母
遷舍当年能育兒

八

居士、氏ハ小曾根、諱ハ豊明、字ハ守辱、通称栄幼名六郎、乾堂ハ其号。居所ヲ鎮鼎山房ト云、鎮鼎山下ニ在ルヲ以テ也。父ハ六左衛門、号竹影。母中山氏、二男、女アリ。居士ハ其長、次ハ正樹。居士稲津氏ヲ娶ル、一男一女ヲ生ム、長ハ晨太郎。家系大曾根八幡太郎曾根加茂之次郎小曾根新羅三郎ノ裔ニ出ス。家祖道喜翁少年戦国ノ形勢ニ感スル所有リテ断然民間ニ隠レ、筑前博多ニ來リ通商ヲ試ミ、直ニ肥前平戸ニ転シ、慶長末年長崎本博多町ニ移住ス。平戸ヲ以テ氏ト為シ貿易ヲ業トス。家頗ル富ム。倉庫別荘七箇所ヲ有ス。上筑後町永昌寺ノ如キハ、正保三年其別荘ヲ喜捨ス。是ヨリ先キ寛永十一年、官府豪商貳拾五人ニ命シ、海ヲ埋メ一島ヲ築キ家屋ヲ建テシム。同十三年、工成ル。之ヲ出島ト呼ヒ、外国人ノ居留地ト定メ、市中雜居ヲ禁ス。其貳捨五人ヲ出島町人ト称ス。道喜翁ハ其一人也。而シテ其土地ノ広狭家屋ノ大小ニ由リ、外国人ヨリ手ニ税金ヲ徵收。

慶安元年、道喜翁ハ酒屋町眼鏡橋ヲ重修ス。爾來貳百五拾余年破損セシコト無シ。長崎諸旧記ニ平戸好夢眼鏡橋ヲ重修ストアリ。蓋シ好夢ハ道喜翁老後ノ号也。晚ニ小曾根氏ニ復ス。数代ヲ経テ、明和三年丙戌一月、西古川町出火ニ、同町別荘ニ系団寶物ヲ藏ス悉ク延焼灰塵トナリ。僅ニ祐天僧正自筆ノ佛名号ト、金糸利塔ヲ存セリ。比ヨリ家運漸ク衰ヘ、竹影翁ニ至り極テ貧ク殆ト支ルコト能ハス。豊後町諸藤某ニ身ヲ寄セ、質店ニ從事スルコト十數年、遂ニ独立家業ヲ成ス。別号竹影伝ニ詳カ也。蓋シ小曾根氏ノ名声竹影翁ニ至テ再興シ、乾堂居士ニ及テ大ニ顯ハル。居士常ニ日時來レハ頑鉄モ光輝アリ。運盡キレハ黄金艶色無シト。竹影翁當時居士ニ謂テ曰、余ヤ商工ヲ以テ家ヲ再興ス。然レトモ、名ヲ挙ケ父母ヲ顯ハス能ハス、遺憾トナス。因テ汝ヲシテ文芸ヲ兼学セシメント欲スト。先ツ楷行艸ノ書法ヲ同郷人春老谷ニ

明治三十七年三月上旬識、賜琴石斎西道仙。
昭和三年六月、鎮鼎山房ニ於テ謹写ス。星堂。

学ヒ、篆刻ヲ大城繡水ノ余流ヲ汲ミ、隸法ヲ清人錢少虎ニ受ケ、画法ヲ陳逸舟ニ問ヒ、又鉄翁逸雲梧門ノ先輩ヨリ其口授ヲ得テ、花卉山水ヲ描ク、墨竹ニ隨行シ、同年篠崎小竹ヲ大坂ニ訪ヒ、嘉永二年草場珮川ヲ佐賀ニ問ヒ、同四年広瀬淡窓ヲ豊後ノ日田ニ尋テ、皆印譜ノ序文ヲ得テ帰郷ス。其他播州越秀野等ノ序アリ。此ノ諸名家口ヲ極テ其篆刻ノ超凡拔俗ニ驚キ、且ツ春秋猶富ミ、風骨峻然末技ニ専ラナル者ニ非ルヲ嗟賞ス。

安政四年丁巳、居士年三十、江戸ニ遊ヒ、越前春嶽公ニ謁シ寵遇殊ニ厚シ。談富國強兵ノ事ニ及フ。居士先ツ西洋火術ノ銳利便捷ヲ説キ、其他一切彼ノ長ヲ取り、我カ短ヲ補フ可シ。今ヤ開港貿易ノ機既ニ至ル。速ニ先鞭ヲ着ケ、内ハ農ヲ勤メ外ハ通商ヲ励ミ、彼ヨリ得ル所ノ利益ヲ以テ、彼カ長スル所ノ兵器諸機械ヲ購ヒ、志士ヲ海外ニ留学セシム可シ。公、素ヨリ企図スル所有リテ、居士言ヲ可トシ、直ニ越前国産ノ白糸椎茸等ノ諸物産ヲ長崎ニ送付セラル、ノ約ヲ結ヘリ。

此年、特ニ徳川大將軍家茂公ニ内謁シ、鉄筆ノ命ヲ蒙リ、又自筆ノ隸書ヲ献ス。之ヲ賞スルニ文具ヲ以テシ、且ツ水哉ノ二字ヲ親書シテ賜フ。

安政六年己未、家君ト謀リ協力同心、長崎港下リ松堀ノ内浪ノ平海岸延長壹百參拾間ニ沿フタル断岸及畝地ヲ購ヒ、官ニ請テ海面ヲ埋築ス。比地古來

天然ノ小路ノミニシテ歩行困難、夜中ハ人路ヲ絶ツ。居士家君ノ命ヲ奉シ、朝ニ星ヲ戴キタニ月ヲ踏ミ、海底深濶ノ処ヲ搜索シ、大船ヲ海岸ニ着ケ、貨物運搬ノ便ヲ主トシ石垣建築ノ為メ、昼夜ノ別ナク身ヲ海水ニ浸シ、工夫ヲ指揮シテ半日ノ休暇ヲ偷マサル也。埋築未タ全ク成ラサルモ、旁ラ倉庫ヲ建テ居宅ヲ經營ス。此レ固ヨリ居士ノ力ラノミナラス、家君ノ指揮宜キヲ得タル所以ナリ。既ニシテ予約ニ違ハス、越前ノ物産到着シ、工事繁忙中貿易ニ從事シ利ヲ得ルコト鉅萬春嶽公ハ其利ヲ得テ、汽船黒龍丸ヲ購入セラル。是レ居士建議ノ結果也。比年土木事業全テ成ル。

安政七年庚申以来、政府ハ開港通商ノ事既ニ決シ、新タニ長崎港内ノ梅香

崎大浦下リ松ノ海岸新築ノ擧アリ。猶区域ノ狭隘ナルヲ視テ、

文久二年壬戌ニ至リ、政府ハ居士カ新開地全部ヲ外国人居留地ニ編入ス可キ旨ヲ達セリ。然レトモ居士ハ別ニ志アリテ、大ニ国益ヲ謀ラン欲ス。故ニ

幾度カ居士ヲ召喚論示アリシモ、服従セサル、久サシ。時ニ長崎奉行大久保豊後守深ク感スル處アリ。政府ニ開申シテ之ヲ判決シ、区域ヲ割キ一方ヲ居士ノ所有ト為ス。居士始テ服ス。是ニ於テ町名ヲ賜テ小曾根町ト称ス。此時大浦ノ住民ハ浪ノ平ニ移住スヘシト公命アリシモ、浪ノ平ハ飲料水ニ乏シキヲ口実トシ、居士ノ新開地ヲ移住地ト為サント謀リ、党ヲ結フニ至ル。居士ハ百方之ヲ慰撫シ、一歳余ヲ経テ心服セシム。

文久二年壬戌ノ夏、疫病流行、雇役スル所ノ工夫、疫ニ罹ル者少カラス。居士夫婦相謀リ之ヲ自宅内ニ昇キ入レ、病院ニ請テ医薬ヲ施ス。工夫ハ皆我事業ヲ助ル所ノ類施也ト。幸ニ四十余人悉ク全治ス。此時内室ハ頗ル看護ニ注意尽力セシト云。内外多忙ノ情況想ヒ見ル可シ。

慶応二年丙寅、小曾根町ニ家屋數十戸ヲ新築シ、人民競テ移住ス。幾クナラス百戸以上ニ及ビ、業ヲ開キ利ヲ得ル者少カラス。明治貳年己巳、米国郵船我カ横浜ト清国上海ニ往来スルニ当リ、居士小曾根町ノ海岸ニ桟橋ヲ架設ス。此工事長崎港外巖島ノ松樹ヲ請ヒ材ト為シ、其結構堅固ナリ。後チ暴風ノ為メ破壊ス。

明治三年庚午、居士東京ニ赴ク時ニ、國璽御改刻ノ儀ヲ政府ニ建白ス。又殖産法及紙幣ヲ純金ニ換ルノ方法ヲ建議ス。

明治四年辛未四月、勅ヲ奉シ御璽及ヒ國璽ヲ拝刻ス。此レヨリ篆刻ノ名声益々噪ク。

同年五月、欽差全權大臣従二位大蔵卿伊達公ニ隨行シ清国ニ赴キ、日清修好條規ヲ全ウシ九月帰朝ス。此行總督李鴻章ノ歎待ヲ得テ、鎮鼎山房ノ額字其他自筆ノ書幅及ヒ稀有ノ書籍ヲ贈ラル。而シテ滯留中古器古硯古書画古法帖古印本、ヲ請ヒ来ル。爾來篆隸ノ筆法亦一変ス。

明治八年乙亥、小曾根町ノ近方土地次第ニ闢ケ住民繁殖ス。寄留人死亡者有ル毎ニ、死骸ヲ留置シ縁ヲ求メ埋葬地ヲ搜索スルノ間、時日ヲ遷延ス。其慘状見ルニ忍ビス。因テ鎮鼎山中ノ地ヲ官ニ寄附シ、衆生ノ墳墓ト定メ、更ニ新橋町ニ在リシ無檀ノ古刹太平寺ヲ本寺昭臺寺ニ請ヒ、同山下ニ移シ、墓地ノ管理ヲ嘱托ス。現今塔数殆ト一千余ニ及フ。

同年、鎮鼎山側高爽ノ地ヲトシ、官ニ寄附シテ山畝ヲ開拓シ一字ヲ新築シ、玉園山諱訪神社ノ一隅ニ在リシ古祠金羅太神ヲ奉遷シ、敬神ノ道ヲ勧誘ス。信徒群ヲ成ス。

明治十一年戊寅、小曾根町家屋一棟ヲ官ニ献シ小学校ト為ス。当路者小曾根小学校ト命名ス。官之ヲ賞シ銀杯ヲ賜フ。年ヲ経テ之ヲ浪ノ平上邱眺望快潤ノ地ニ移ス。当路者猶居士ノ鎮鼎山房ノ名ヲ取り、鎮鼎小学校ト改称ス。居士多ク楽器ヲ藏ス。暇アルトキハ鼓ヲ擊チ琴ヲ弾ス。月琴ハ其長技也。又好テ佛書ヲ読ム。深ク三世因果輪廻ノ理ニ通ス。

居士一生中工事ノ艱難其他ノ災厄奔走遑マアラス。一日自ラ足背ヲ見ルニ、其堅キコト石板ノ如シ。之ヲ摩シ家族ニ語テ曰ク、余ヤ文芸ノ為メニ養ハル、者ニ非ス。夫レ文ノ用ハ内以テ家ヲ保チ、外ハ以テ国ニ尽クスノ階梯也。古人謂ヘルアリ。君子ハ世事ト讀書ト分ツヘカラス。讀書ヲ以テ世事ニ通スヘシト。而シテ我カ家法ハ祖先ヲ主トス。子孫ハ其更代スル処ノ代官ナリ。主ノ禄ニ依テ生長シ、主ノ禄ニ賴テ学業ヲ修ム。現ニ承用スル処ノモノノ總テ祖先ノ余沢也。報國ノ為メ苦辛ヲ嘗ムルハ當然ノ義務ニシテ、一己身ノ嗜慾ニ溺レ、誓テ家名ヲ汚ス勿レ、富強ノ源ヲ忘ル、勿レ。徒ラニ坐食シ、遊戯ニ耽リ、自ラ家産ヲ破ル者ハ即チ先生ノ産ヲ破リ、財ヲ奪フ不孝ノ罪人也、不忠ノ罪人也。殊ニ他家縁類ニ難題ヲ掛ルハ、罪人中ノ罪人ト謂フヘシ。深ク自ラ省ミサル可カラス。假令ヒ万巻ノ書ヲ諳シスルモ、自行フコト能ハズシテ、徒ラニ聖賢ノ教ヲ喋ニシ、或ハ世事ニ通セスシテ言語高尚ニ涉リ、其行フ所規矩ニ違フ者ハ、軍談師カ路傍ニ於テ古今ノ盛衰興廢ヲ講述シ、売ト者カ自ラ糊口ニ苦ミナカラ他人ノ吉凶禍福ヲ掌上ニ見ルカ如シ。説明スルト同々看アリ。寧口数千巻ノ書ヲ諳シ、活字典ノ名ヲ得ンヨリハ、先賢ノ數言ヲ以テ実践スルニ若カスト。

明治十八年乙酉ノ暮秋、病ニ罹ル。嗣子晨太郎ニ謂テ、余ヤ死期既ニ迫ル、汝モ亦余カ行フ所ヲ以テ行フヘシ。禍ヲ子孫ニ遺コス勿レト。晨曰、謹テ嚴訓ヲ奉スト。嚴君齡未タ耳順ニ及ハス、晨聞ク、病ハ氣ニ由テ重ク氣ヲ転スルトキハ痊ユト。伏テ願クハ速カニ快復セラレンコトヲ祈ル。晨已ニ經營セントスル別荘工成ルノ日ヲ待チ、坐臥優游晨カ素志ヲ容レラレ、朝夕双親ニ事ルコトヲ得ハ、何幸カ之レニ加ヘント。汝余ノ為メニ閑室ヲ築カントス。其志嘉ミスヘシ。然レトモ余カ私印ニ刻スル有リ。曰ク乾坤到處是吾家ト。決シテ不自由ヲ感スルコト無シ。死生命アリ、余カ執ル所ノ業固ヨリ一身ノ為メニ非ス。事細大ト無ク、皆父ノ遺志ヲ繼キ、其余沢ニ非ルコト無シ。聊カ為ス所アルノミ。余カ宿志ノ遂ケサル所ハ、則汝カ責任也、宜ク勉ムヘシ。

齋百歳ニ躋ルモ為ス所無クシテ死スルハ、短命ト云モ可也。自今汝カ身心ヲ養ヒ、近キハ親ヲ辱メス、遠クハ祖先ヲ顯ハスヘシ。假令ヒ家族ト雖モ、家規ニ背キ、德義ヲ忘ル、者ハ終身絶縁スルモ、道ニ於テ妨ゲスト云ヒ、訖テ法華經ヲ拝誦セラレ、枕上ニ於テ、金光明最勝王經ヲ転誦セシム。三日悠然トシテ逝ケリ。

居士、文政十一年戊子五月一日ニ生レ、明治十八年十一月二十七日終ル。年ヲ享ル五十有八。鎮鼎山中ニ葬ル。法謚ヲ大器院白巖乾堂居士ト云フ。室稻津氏能ク舅姑ニ事ヘ、家事ヲ整理シ、貞操義氣女丈夫ノ目アリ。毫モ時好ヲ追テ粧飾ヲ好ムノ念ナク、勤勉節儉喜テ貧民ニ救恤ヲ實行ス。而シテ児輩ニ三字經孝經ノ句讀ヲ授ケ、之ヲ諳誦セシム。居士一生ノ事業、室與テ力アリト云。

明治三十、七月暮春。
〔マニ〕

西道仙識。